

練馬区第 3 次
一般廃棄物処理基本計画
素案のたたき台

平成 23 年(2011 年)3 月

一般廃棄物処理基本計画改定にあたって

【目 次】

第1章	計画の位置づけ	1
1	1 法的根拠	1
1	2 対象地域	2
1	3 対象とする廃棄物	2
1	4 計画の期間	2
第2章	基本理念と区民・事業者・区の役割	3
2	1 基本理念	3
2	2 区民・事業者・区の役割	4
(1)	区民の役割	5
(2)	事業者の役割	5
(3)	区の役割	6
第3章	計画改定にあたっての現状と課題	7
3	1 ごみとリサイクルの現状	7
(1)	人口と世帯数等	7
(2)	住居形態	9
(3)	事業所	9
(4)	ごみ量	10
(5)	資源量	11
(6)	発生量	11
(7)	ごみ・リサイクル経費の推移	12
3	2 一般廃棄物処理の課題	13
(1)	発生抑制における課題	13
(2)	適正処理における課題	13
(3)	環境負荷の低減に向けた課題	15
(4)	清掃・リサイクル事業の効率化への課題	15
第4章	一般廃棄物処理の基本事項	16
4	1 一般廃棄物の処理体制	16
(1)	ごみと資源の流れ	16
(2)	資源・ごみの排出方法	118
(3)	一般廃棄物処理施設	19
4	2 数値目標と資源・ごみ量の見込み	20
(1)	第2次計画の達成状況	20
(2)	数値目標の設定	20

4	3	個別施策.....	23
		発生抑制の推進.....	25
		リサイクルの推進.....	25
		参画と協働体制の推進.....	26
		適正処理.....	26
4	4	一般廃棄物処理の点検、見直し、評価.....	28
(1)		年度ごとの評価.....	28
(2)		計画改定時の評価.....	28
4	5	環境負荷の評価.....	30
(1)		容器包装プラスチックの分別収集の評価.....	30
(2)		ごみ減量の評価.....	31
第5章		生活排水処理基本計画.....	32
5	1	生活排水処理の範囲および基本方針.....	32
5	2	生活排水およびし尿の処理計画.....	33

第1章 計画の位置づけ

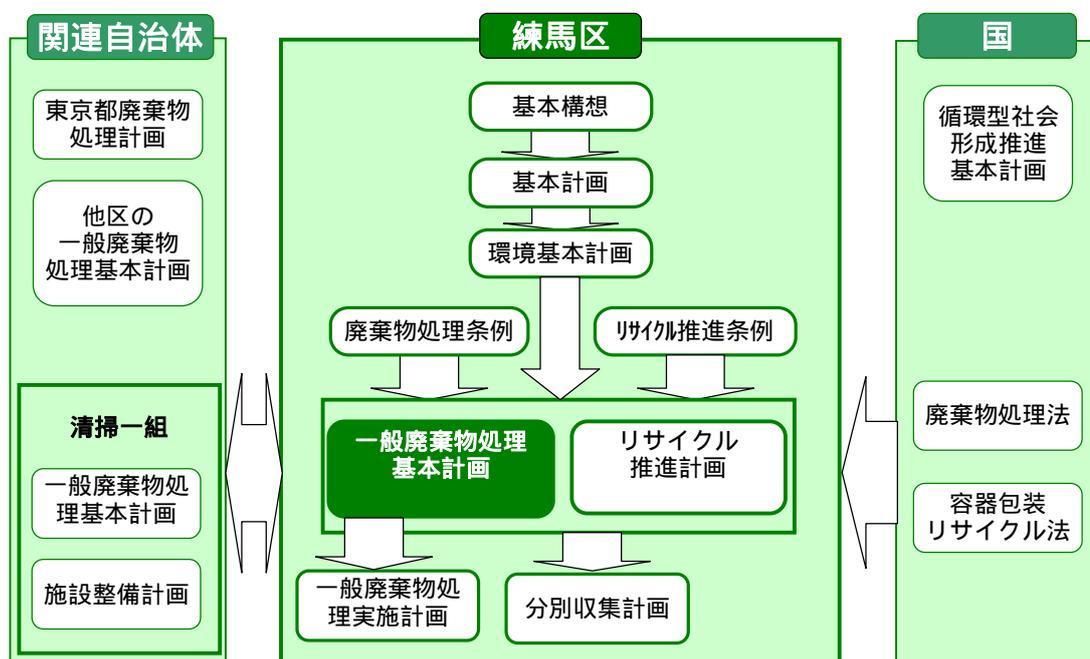
練馬区一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、区の一般廃棄物処理に関する施策の方向を規定するものです。本章では、本計画の法的位置づけのほか、本計画の枠組みについて記述します。

1 1 法的根拠

廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）は、第6条において、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを規定しています。練馬区一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物処理法第6条および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）第18条の規定により、区が策定する一般廃棄物処理計画のうち、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものです。

本計画は、練馬区基本構想、練馬区長期計画、練馬区環境基本計画に基づくものです。また、国の循環型社会形成推進基本計画に沿い、東京都廃棄物処理計画および東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の一般廃棄物処理基本計画と整合するものと位置づけます。更に、練馬区リサイクル推進条例に基づき策定しているリサイクル推進計画とも整合を図ります。

図1 - 1 本計画の位置づけ



1 2 対象地域

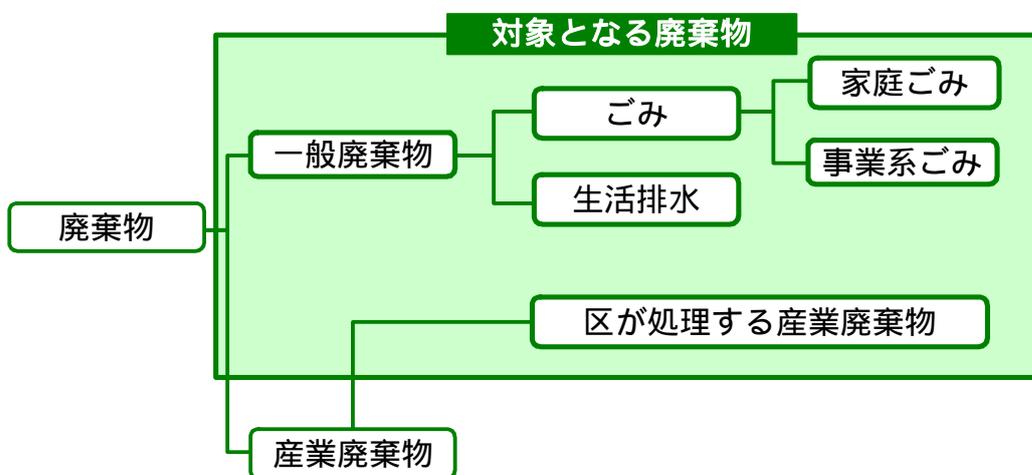
本計画の対象とする地域は、練馬区全域とします。

1 3 対象とする廃棄物

本計画は、区内で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。ここには、区が自ら処理する一般廃棄物だけでなく、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 5 項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や、区以外の者が処理する一般廃棄物についても対象とします。

なお、一般廃棄物には、資源も含まれます。

図 1 - 2 廃棄物の分類



(注) 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 種類の廃棄物をいいます。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど 5 種類については、一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

1 4 計画の期間

本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とし、概ね 5 年ごとに改定します。なお、諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本理念と区民・事業者・区の役割

2 1 基本理念

一般廃棄物処理の基本理念は、練馬区基本構想でめざす10年後の姿『ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬』を清掃・リサイクル事業において達成をめざすために、次のとおり設定します。

区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を残すことのできる都市をめざす

循環型社会を実現する上で、一般廃棄物処理はきわめて重要な位置を占めます。区は、一般廃棄物処理を通じて、持続可能な社会の形成により未来につなぐ練馬区をめざします。また、これによる一般廃棄物処理量の抑制は、区の一般廃棄物処理システムの将来にわたる安定性にも貢献するものであり、一般廃棄物処理にかかる区の財政負担の合理化にも寄与するものです。

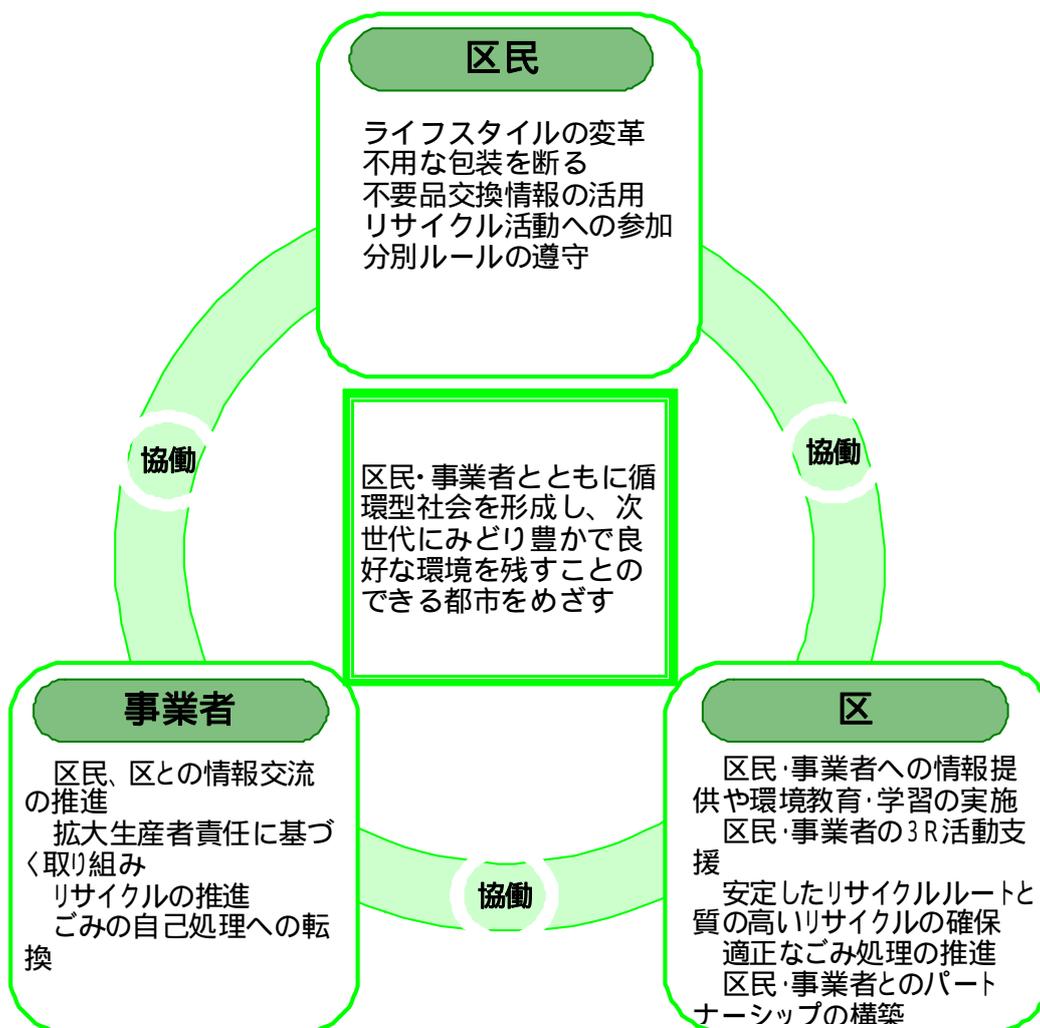
なお、一般廃棄物処理の大きな目的である公衆衛生の向上と生活環境を清潔にすることは、区の責務です。

その目的を達成するために、区民・事業者とともに進め、生活の場・事業活動の場としての練馬区の価値を高めます。

2 2 区民・事業者・区の役割

区では、平成12年の清掃事業移管以来、区民・事業者・区が協働して循環型社会の構築に取り組み、一定の成果を上げてきました。今後は、地球温暖化防止のため低炭素社会や、多様な生物が共存できる自然共生社会の実現も含めた環境問題全体を見据えた循環型社会の構築が必要です。区民・事業者・区は、それぞれの責任を果たし、互いの理解を深め、以下に示す基本的な役割に基づいて行動します。

図2-1 区民・事業者・区の協働のイメージ図



(1) 区民の役割

区民は、ごみの適正な処理を心がけることはもとより、一人一人が日常生活の中でごみの発生抑制に努め、ものの再使用を進めるとともに、再生品の利用に取り組みます。循環型社会の構築に向け、町会・自治会などの地域団体や市民団体、NPOなども積極的に関与することが役割を果たします。

意識啓発

- 区民は、消費者の立場から、使い捨ての生活を見直し、環境に配慮した製品を選択するようにライフスタイルを変革します。
- 区民は、環境教育、環境学習などのイベントに積極的に参加し、地域での環境活動の担い手として活動します。

発生抑制

- 区民は、ごみの排出者であることの自覚を持ち、再生品、簡易包装商品等の購入を積極的に行い、ごみの発生を抑制します。
- 区民は、買物時にはマイバックを持参し、レジ袋などの不要な包装を断ります。

再使用

- 区民は、大型の家具等が粗大ごみにならないよう、不用品交換情報の活用に努めます。

リサイクル

- 区民は、集団回収などのリサイクル活動に積極的に参加します。

適正処理

- 区民は、ごみを排出する際には、決められた分別ルールを守ります。
- 区民は、資源回収場所やごみ集積所の清潔保持に努めます。

(2) 事業者の役割

製造・販売事業者は、不要物を発生させない生産・流通の事業活動への転換を図るとともに、拡大生産者責任^{*1}に基づいた再使用・再生利用・ごみの処理を行います。排出事業者は、ごみの発生抑制を積極的に進めるとともに、自己処理責任を果たすべく自己搬入や許可業者への委託処理を進めます。

意識啓発

- 事業者は、発生抑制やリサイクルについて情報・意見を交換し、区民・事業者・区相互の情報交流を進めます。

^{*1}拡大生産者責任とは、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方で、具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することです。

発生抑制

- 事業者は、拡大生産者責任の考え方にに基づき、事業活動を進めます。

リサイクル

- 事業者は、法等に基づき、生ごみやプラスチック等のリサイクルを推進します。

適正処理

- 事業者は、ごみの自己処理原則に則り、一般廃棄物処理業者へ収集委託します。
- 区が回収するシステムに排出する事業者は、分別ルールの遵守と適正排出を守ります。

(3) 区の役割

一般廃棄物のリサイクルや適正な処理を推進するために、区民や事業者とのパートナーシップを図ります。また、他区や東京都とも調整を図りつつ、区における一般廃棄物の統括的な処理責任を負います。

排出事業者としての役割

- 区役所は、区内最大級の排出事業者として、発生抑制・再使用・リサイクル・適正処理に率先して取り組みます。

区民・事業者への支援

- 区は、区民や事業者の3R活動を促進するため、積極的な情報交流や普及啓発に努め、環境教育や環境学習への参加の機会を提供します。

リサイクル

- 区は、区民が参加しやすいリサイクルシステムを整備し、安定したリサイクルルートと質の高いリサイクルを確保します。

適正処理

- 区は、公衆衛生の向上と生活環境の保全のために、適正なごみ処理を行います。
- 区は、ごみ処理・リサイクルにかかる費用の合理化に努めるとともに、コストに関する情報を公開します。

パートナーシップ

- 区は、循環型社会を構築するため、区民・事業者とのパートナーシップを図り、コーディネーターとしての役割を果たします。

第3章 計画改定にあたっての現状と課題

3 1 ごみとリサイクルの現状

(1) 人口と世帯数等

人口

平成 12 年には 660,999 人であった区の人口は、平成 17 年には 685,663 人、平成 21 年には 706,941 人へと増加しています。今後も緩やかに増加することが予測されます。

図 3 - 1 人口の推移

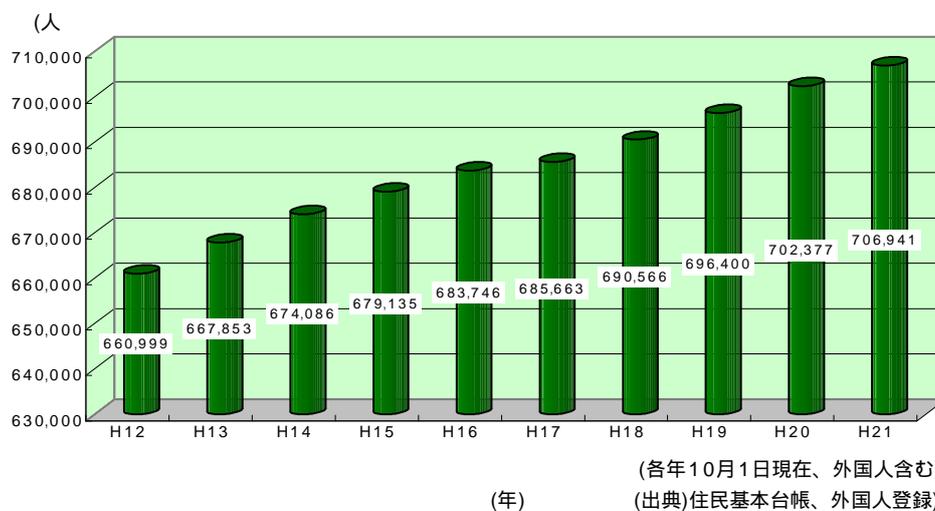
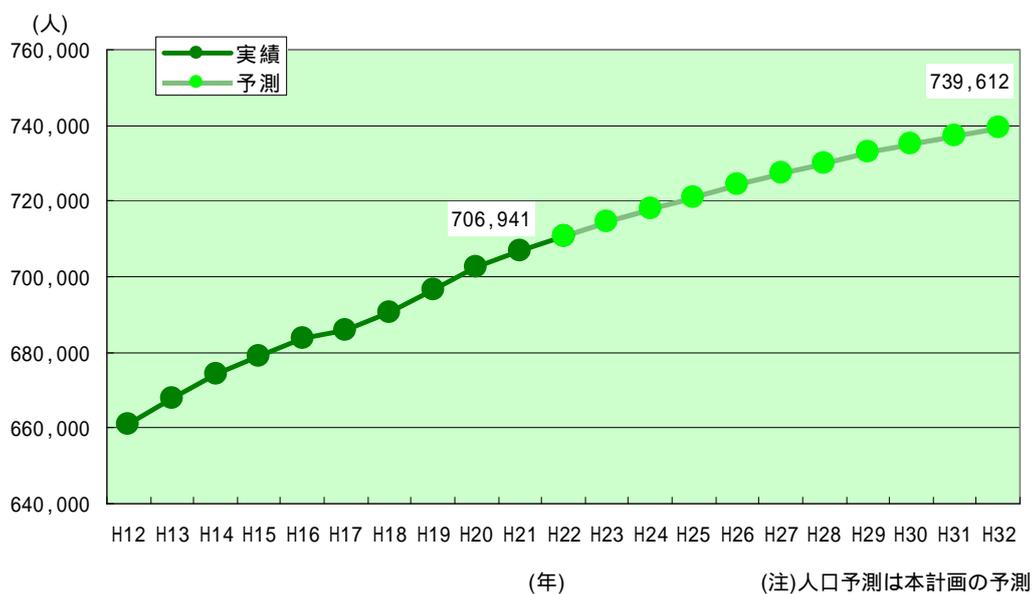


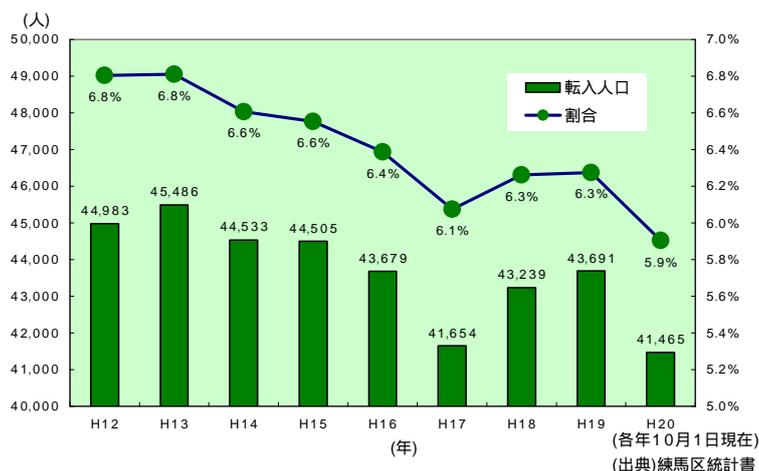
図 3 - 2 人口の将来予測



転入数

平成20年の区の転入者数は41,465人、転出者数は37,634人で人口の6%程度が入れ替わっていることとなります。

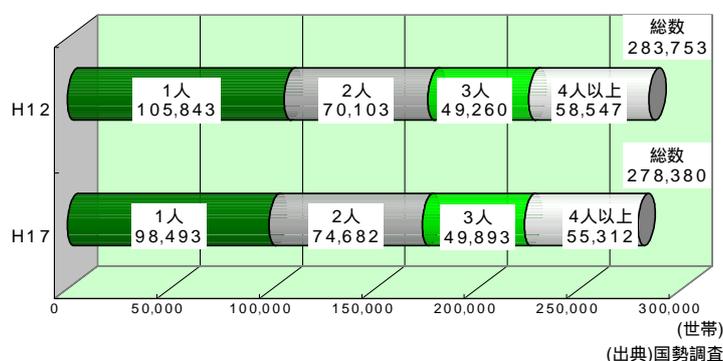
図3-3 転入者数の推移



単身世帯

平成17年の国勢調査によると、区の278,380世帯のうち、単身世帯が98,493世帯と約35%を占めています。区には大学生などが多く居住していることから、若年単身者の出入りが多くなっています。

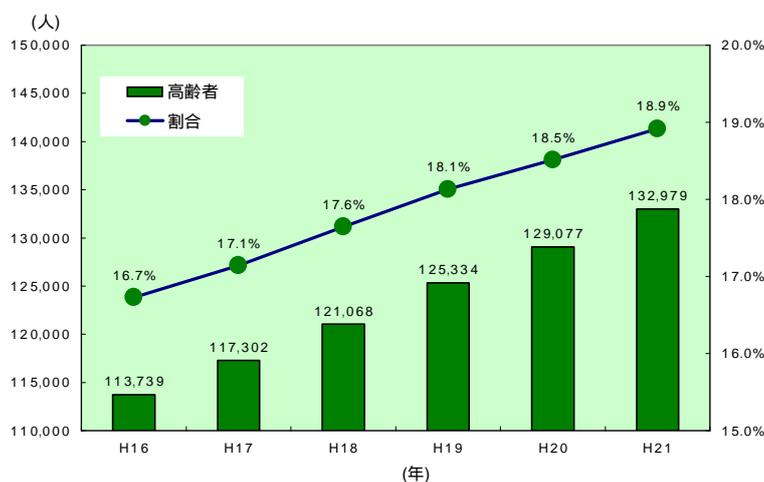
図3-4 家族人数別の世帯割合



高齢者(65歳以上)

平成21年の高齢者人口は132,979人、人口に占める高齢者の割合は18.9%と増加しています。

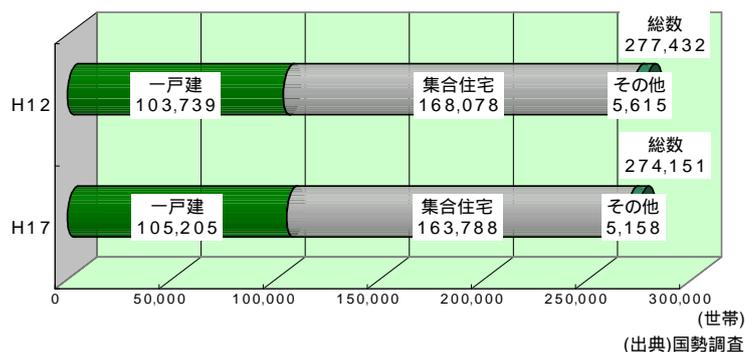
図3-5 高齢者人口と割合の推移



(2) 住居形態

平成 17 年の国勢調査によると、区の 274,151 世帯のうち、集合住宅が 163,788 世帯と約 60% を占め、今後も集合住宅の増加が見込まれます。

図 3 - 6 住居形態



(3) 事業所

平成 18 年の事業所・企業統計調査によると、区内の 21,554 事業所のうち、9 割以上にあたる 20,370 事業所は従業者数 30 人未満の事業所です。

図 3 - 7 従業者規模別事業所割合

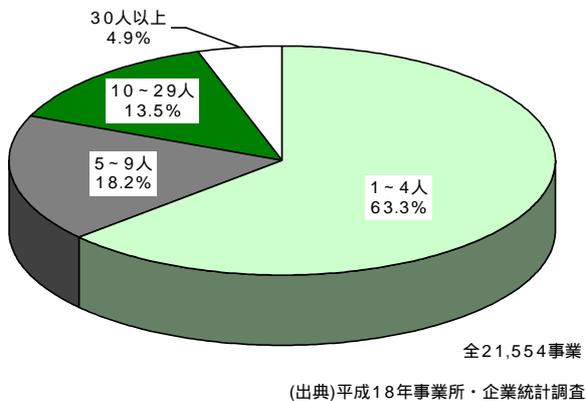
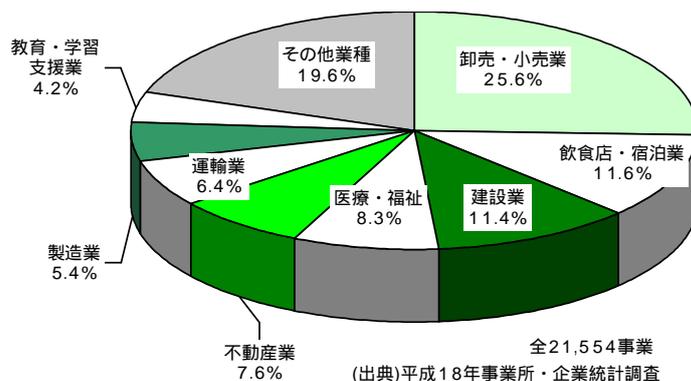


図 3 - 8 業種別事業所割合



(4) ごみ量

平成 12 年度には 192,167t であった区の総ごみ量は、平成 17 年度には 185,999t、平成 21 年度には 166,301t へと減少しています。

収集ごみは、区が収集または収集を委託したもののことをさします。

図 3 - 1 0 総ごみ量の推移

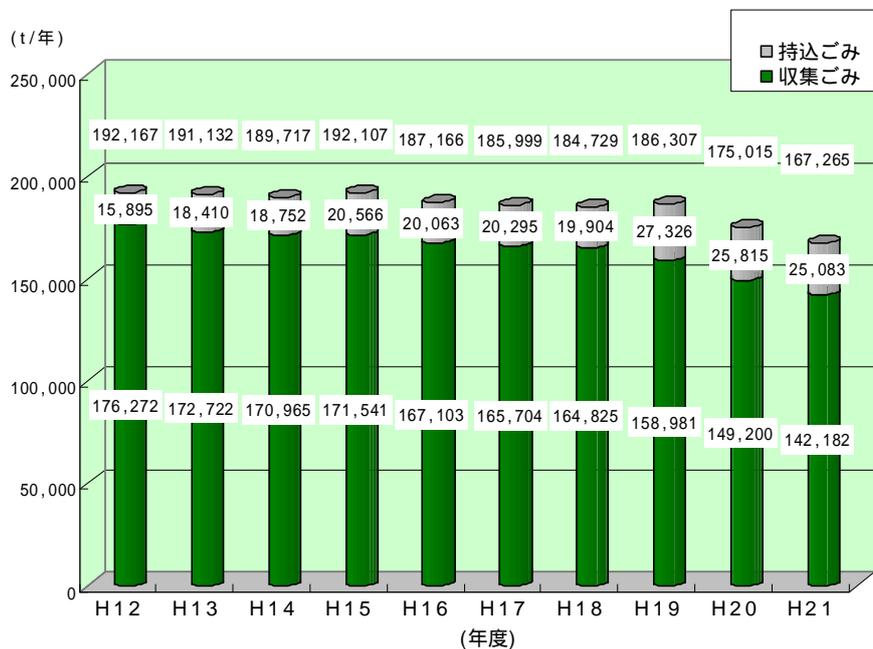
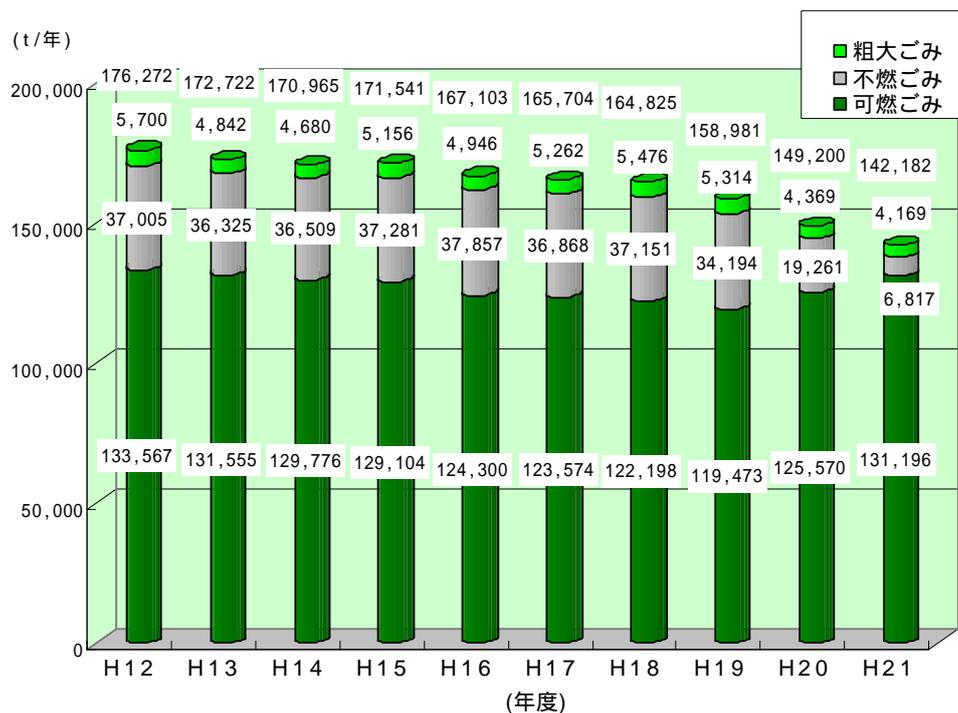


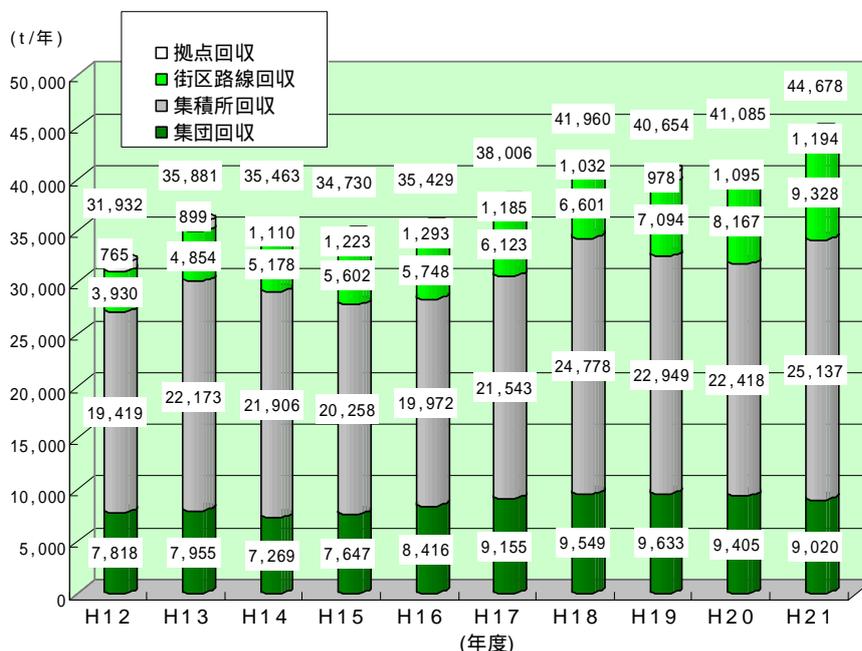
図 3 - 1 1 収集ごみ量の推移



(5) 資源量

平成 12 年度には 31,932t であった区の資源量は、平成 17 年度には 38,006t、平成 21 年度には 44,678t へと増加しています。

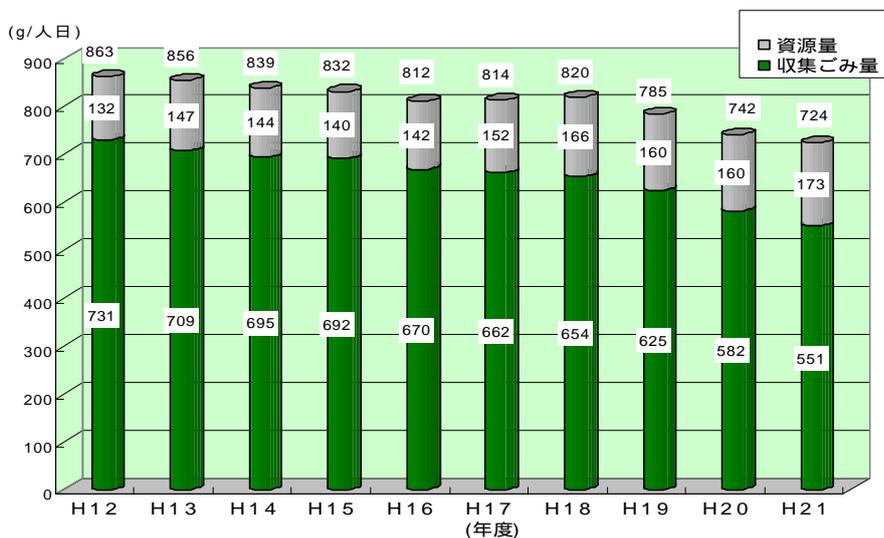
図 3 - 1 2 資源量の推移



(6) 発生量

前計画では、資源量と収集ごみ量の合計値を発生量と定義して、1人1日あたりの発生量の目標値を設定しています。平成 12 年度には 863g/人日であった発生量は、平成 17 年度には 814g/人日、平成 21 年度には 724g/人日へと減少しています。

図 3 - 1 3 1人1日あたりの発生量の推移



(7) ごみ・リサイクル経費の推移

資源とごみの1トンあたりの処理経費は、図3-14に示します。

ごみは、平成21年度に不燃ごみが大幅に減少したこと等により51,446円と前年に比べ2,546円減りました。

資源は、容器包装プラスチックを分別回収したことにより、58,317円と前年に比べ28,849円増えました。

図3-14 トン当たりの処理経費の推移

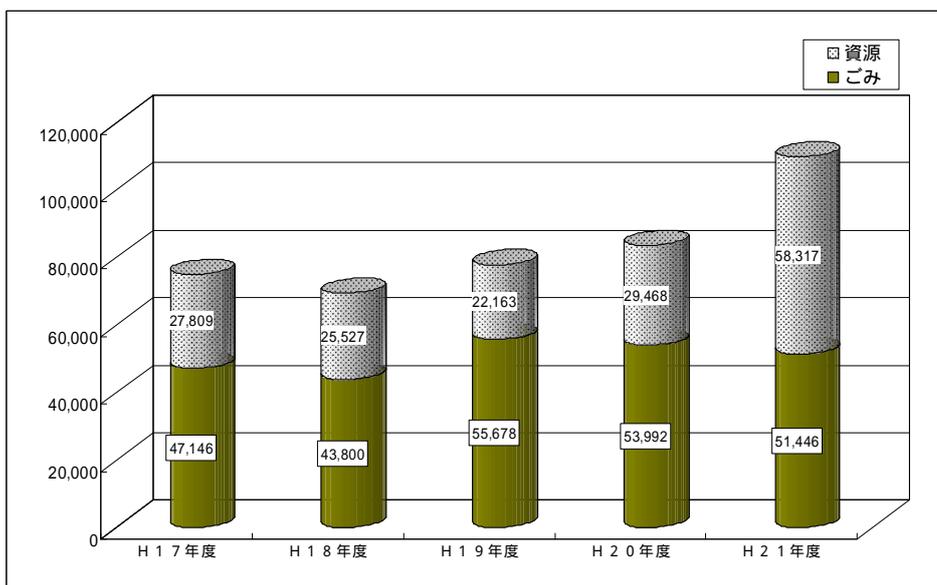
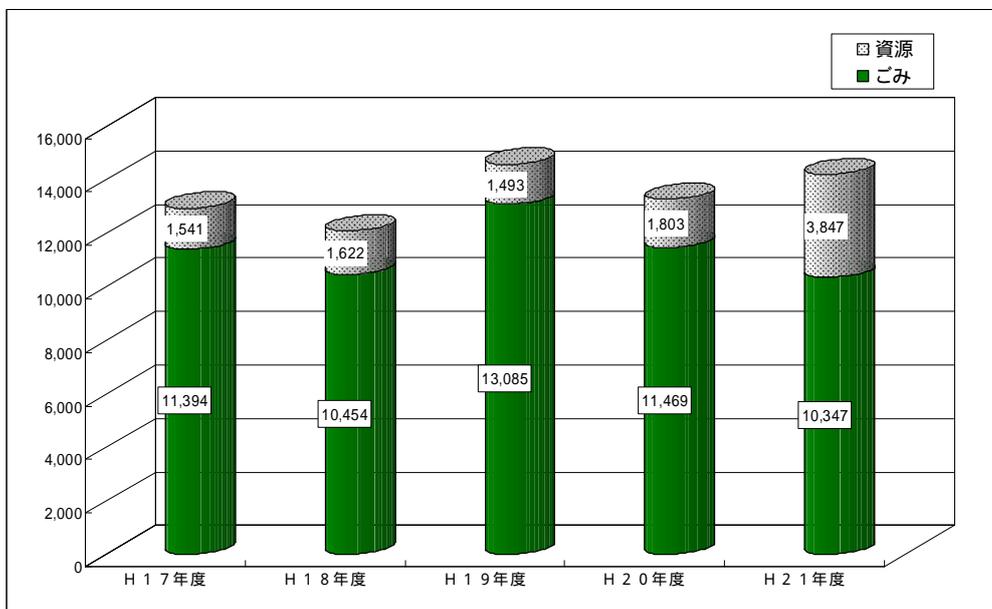


図3-15 区民1人あたりの処理経費の推移



人口は、21年10月1日現在

3 2 一般廃棄物処理の課題

(1) 発生抑制における課題

発生抑制の推進

- 資源量と収集ごみ量の合計量は平成 12 年度の 863g/人日から平成 21 年度の 724g/人日へと減少しています。このことは発生抑制が進んだことを示しています。循環型社会形成推進基本法では、発生抑制は最優先順位に位置づけられていることから、今後も、発生抑制を推進するような施策が必要です。
- 1年間で区民の6%が入れ替わっていることから、転入者に対してごみの分別ルールについて周知する施策が必要です。
- 区内の高齢者の割合が18.9%であり、今後も増加が見込まれることから資源やごみ出しの補助等、高齢者に配慮した施策が必要です。
- 集合住宅の割合が60%を占めていることから、集合住宅の特性を活かした普及啓発事業が必要です。

事業者への働きかけ

- 平成 21 年度資源・ごみ排出実態調査によると、家庭系可燃ごみには10.7%、不燃ごみには20.4%の容器包装が含まれています。区は、製造事業者や販売事業者に対して、過剰包装の抑制や容器の軽量化を推進するよう働きかけが必要です。

(2) 適正処理における課題

分別協力率の向上

平成 21 年度資源・ごみ排出実態調査によると、家庭系可燃ごみの中には18.5%の資源化可能物と1.3%の不燃物が、家庭系不燃ごみの中には、23.7%の資源化可能物と5.7%の可燃物が含まれています。平成 20 年度に実施した分別変更により、特に不燃ごみに含まれる可燃物量は、平成 20 年度に17.8%であったものが5.7%と減少し、分別協力率は向上しています。分別は適正処理の基本であることから、今後も分別協力率を高める施策が必要です。

図3 - 14 家庭系可燃ごみの組成割合

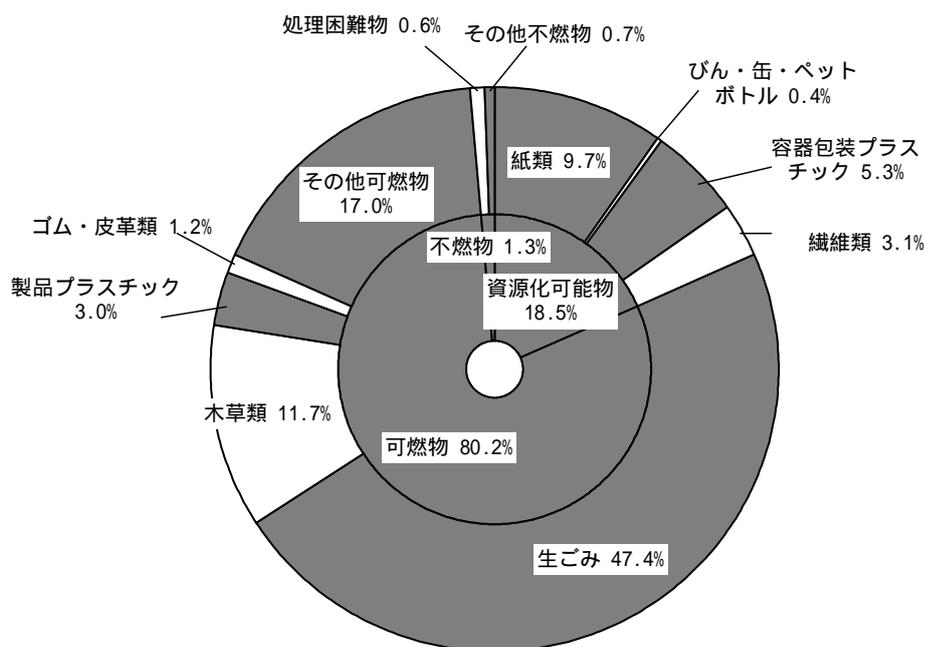
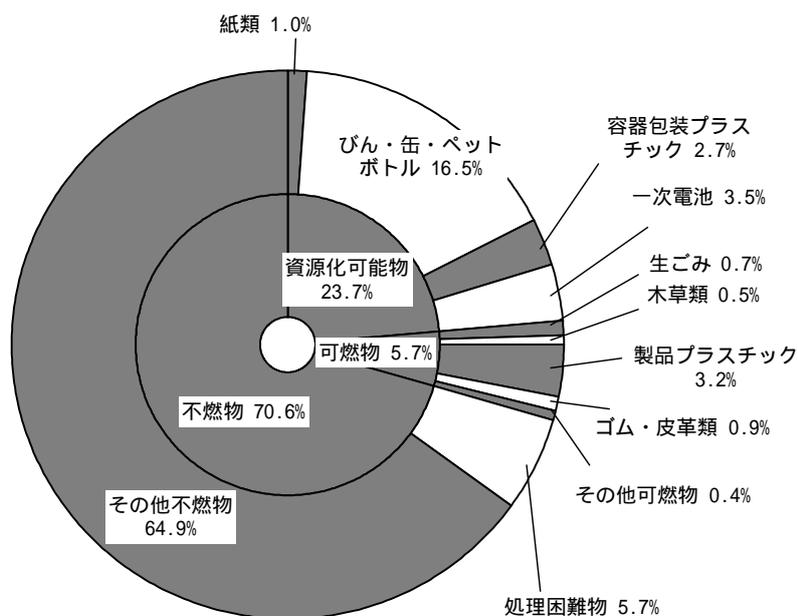


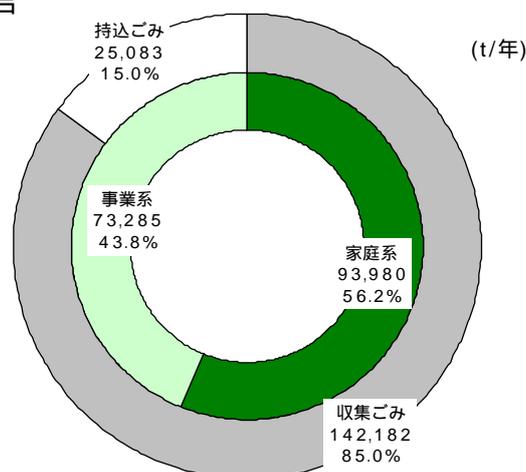
図3 - 15 家庭系不燃ごみの組成割合



事業系ごみの自己処理の促進

平成 21 年度資源・ごみ排出実態調査によると、ごみ量の 43.5% は事業系ごみです。廃棄物処理条例では、「事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。区の集積所にごみを排出している事業者については、できる限り許可業者への委託に切り替えるよう指導するなど、自己処理の促進が必要です。

図 3 - 16 事業系ごみの割合



(3) 環境負荷の低減に向けた課題

平成 20 年度に導入した容器包装プラスチックの分別収集により、温室効果ガスの排出量は減少していると分析しています。また、プラスチックやゴム・皮革類のサーマルリサイクルにより、最終処分量は減少しています。ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることが必要です。

(4) 清掃・リサイクル事業の効率化への課題

平成 17 年 5 月に改正された『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』において、地方公共団体の役割をして、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきとされています。

こうした方針を踏まえ、当区においても清掃リサイクル事業の実施に際しては、費用対効果を考慮するとともに、経済的インセンティブも働くような施策を進める必要があります。

第4章 一般廃棄物処理の基本事項

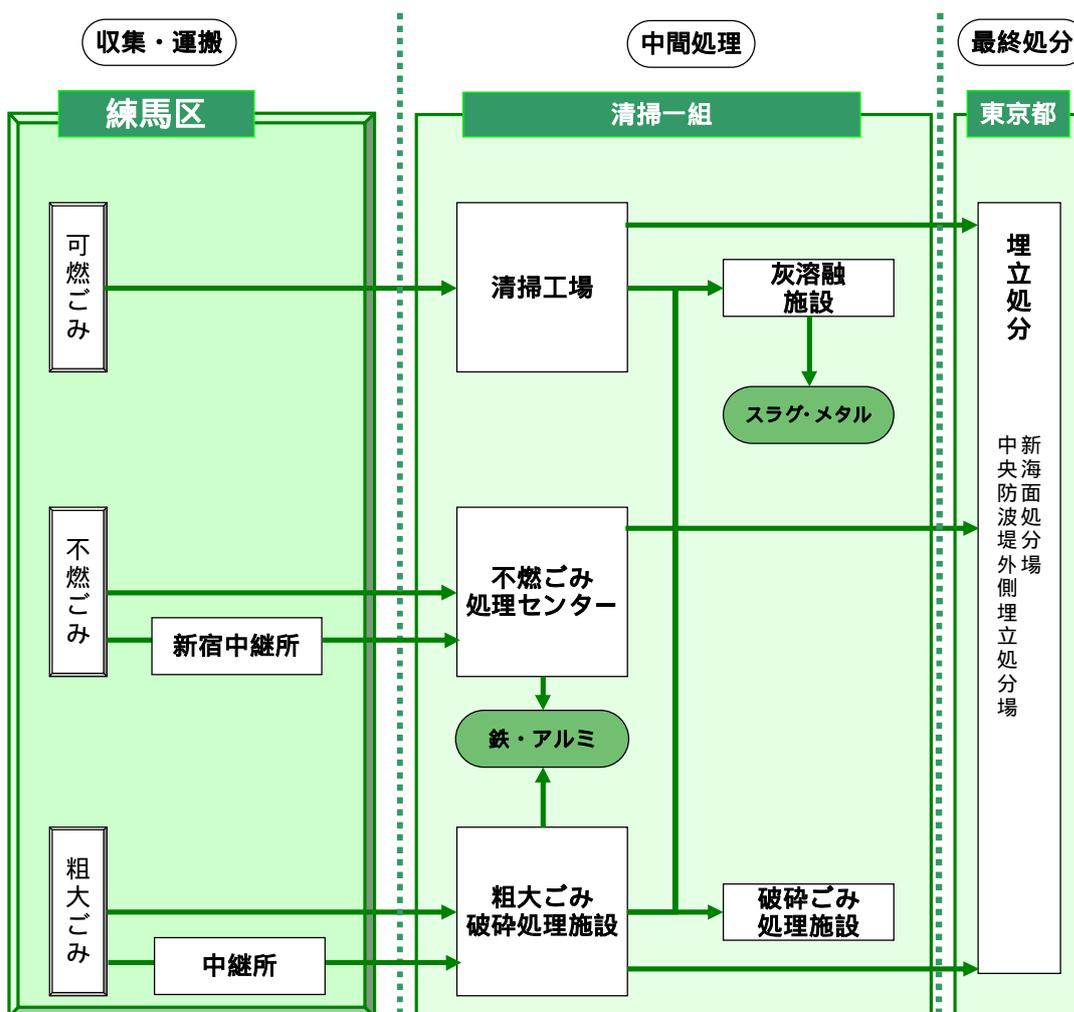
4 1 一般廃棄物の処理体制

(1) ごみと資源の流れ

ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れを図4-1に示します。

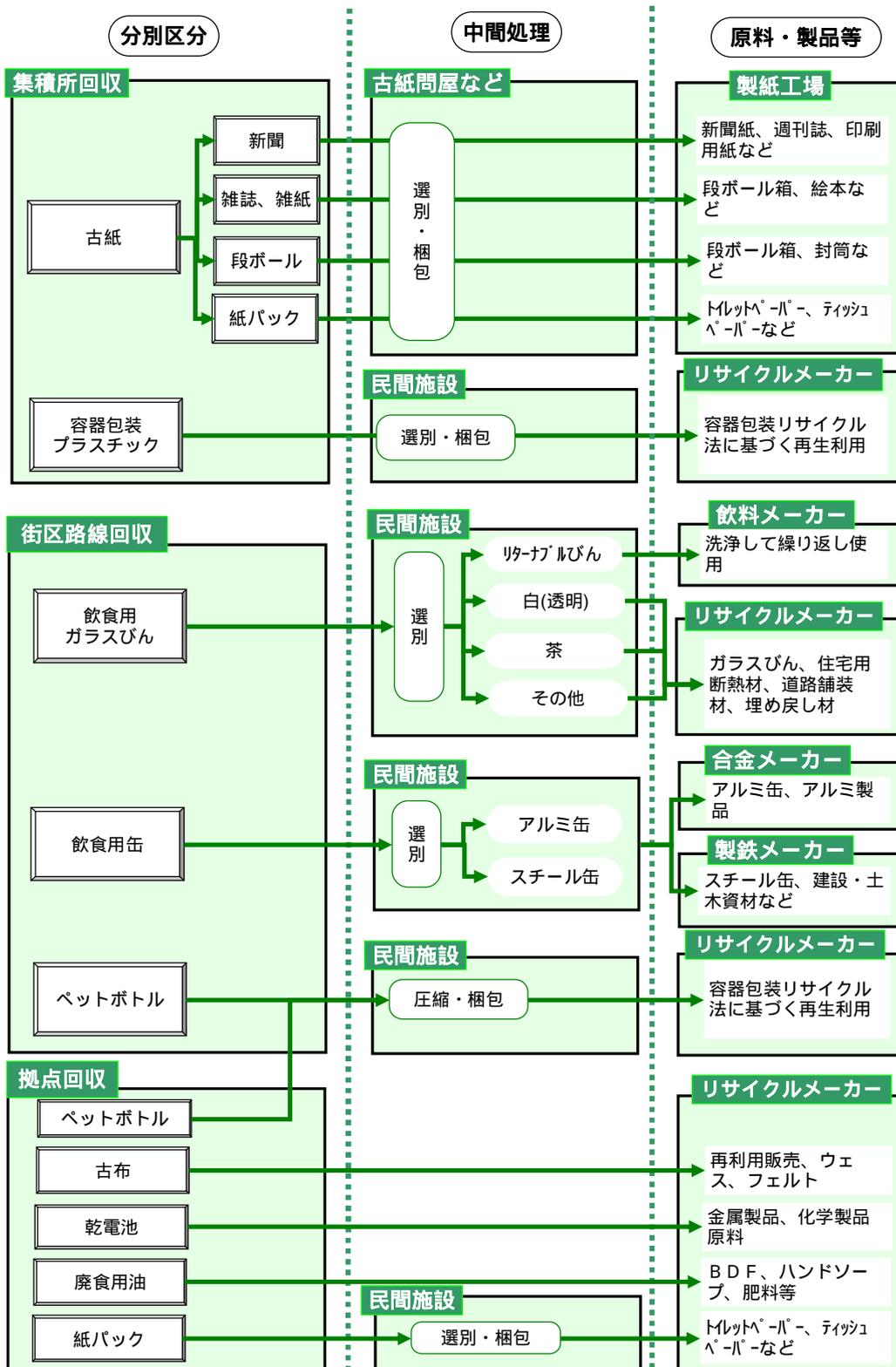
図4-1 ごみの流れ



資源の流れ

資源の流れを図 4 - 2 に示します。

図 4 - 2 資源の流れ



(2) 資源・ごみの排出方法

区が収集・運搬する資源・ごみの排出方法を表4-1に示します。

なお、小規模事業者等の排出する産業廃棄物についても、一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生じない範囲で収集・運搬を行います。

表4-1 区が収集する資源・ごみの排出方法

分別区分	品目等	排出方法(原則)	備考
可燃ごみ	紙くず、木くず、厨芥等の可燃物(資源回収の対象・粗大ごみに相当するものを除く。)	集積所ごとに決められた日時に、ごみ容器に入れて排出する。容器の持ち出しや回収が困難な場合には、中身の見える透明度の高い袋で排出する。	
不燃ごみ	金属、ガラス、陶磁器などの不燃物(資源回収の対象・粗大ごみに相当するものを除く。)	集積所ごとに決められた日時に、ごみ容器に入れて排出する。容器の持ち出しや回収が困難な場合には、中身の見える透明度の高い袋で排出する。	
粗大ごみ	家庭から排出される一辺がおおむね30cmを超える大型ごみ、建具、家具、自転車など(洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、パーソナルコンピュータを除く)	粗大ごみ受付センターに申し込む。申し込み時に指定された日の決められた時間に、玄関前等に排出する。 平成22年11月から、資源循環センターに持ち込む申し込みも可能である。	
資源	古紙	新聞・雑誌、ダンボールの種類別に紐で縛って集積所ごとに決められた日時に排出する。	
	びん・缶	びんはふたを除き軽くすすぐ。缶も軽くすすぐ。びん・缶は、あらかじめ定められた場所に、決められた日時に区が用意するかごへ入れる。 びんは、赤色のかご、缶は緑色のかごに入れる。	
	紙パック	切り開いてからすすぐ、区立施設や販売事業者の拠点に置かれた回収容器へ入れる。	平成23年4月からは、古紙回収時に回収する予定。
	古布	洗うなどしてきれいな状態で透明な袋に入れ、決められた日時に、あらかじめ定められた区立施設に持っていく。	
	乾電池	区立施設や販売事業者の拠点に置かれた回収容器へ入れる。	
	ペットボトル	ふたとラベルを除いてからすすぐ、販売事業者の拠点に置かれた回収容器へ入れる。 あらかじめ定められた場所に、決められた日時に区が用意する青色のネット状の袋に入れる。	
	容器包装プラスチック	食品残さ等の汚れを落とし、軽くすすぐごみ容器に入れて排出する。容器の持ち出しや回収が困難な場合には、中身の見える透明度の高い袋で排出する。	
	廃食用油	使用済みのものは、ペットボトルに入れて排出する。未開封のものは、未開封の容器のまま排出する。 排出は、決められた日時に、あらかじめ定められた区立施設に持っていく。	

(3) 一般廃棄物処理施設

区内で排出されたごみは、区による収集・運搬、区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬、もしくは排出者自身による運搬によって、一般廃棄物処理施設に持込み、適正に処分します。

清掃一組の中間処理施設

区が収集した可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみは、清掃一組が運営する清掃工場、不燃ごみ処理センターおよび粗大ごみ破碎処理施設において処分します。

一般廃棄物の中間処理施設の整備は、23区共同で取り組むために、清掃一組に委ねることとします。

最終処分場

清掃一組の清掃工場等で処分した後の残さは、東京都が設置、運営する中央防波堤外側埋立処分場および新海面埋立処分場において埋立処分します。

民間の処理施設

区内で排出される一般廃棄物のうち、区の収集によらないものについては、清掃一組の処理施設のほかに、各市区町村の許可を受けた民間の一般廃棄物処理施設を利用することができます。

区が収集した資源は、民間の再資源化施設で再生します。

4 - 2 数値目標と資源・ごみ量の見込み

一般廃棄物の発生を抑制することは、環境負荷の少ない循環型社会の実現に不可欠なことです。また、処理残さ等の埋め立てする量を圧縮することは、最終処分場の延命化が図られ、一般廃棄物処理事業の安定性・継続性のためにも必要な要素です。

本計画においては、一般廃棄物の発生抑制目標を設定します。

(1) 前計画の達成状況

前計画では、平成 22 年度を前期目標、平成 32 年度を後期目標として、区民 1 人 1 日あたりの収集ごみ量、資源量、発生量について目標値を定めています。平成 21 年度の実績値は、平成 22 年度の収集ごみ量の目標値を達成しています。また、発生量については平成 32 年度の目標値を達成しています。一方で、平成 22 年度の資源量については未達成です。

表 4 - 2 前計画の目標値の進捗状況

単位(q/人日)

区分	実績値	目標値		達成状況
	平成21年度	平成22年度	平成32年度	
収集ごみ量	551	570	470	平成22年度目標達成
資源量	173	220	300	平成22年度目標未達成
合計	724	790	770	平成32年度目標達成

(2) 数値目標の設定

前計画では、資源量の目標値は達成していませんが、発生量と収集ごみ量については目標値を達成しており、区で循環型社会をめざす取り組みが進んでいることを示しています。

本計画の目標値は、循環型社会をめざした目標値として発生抑制を重視することとします。また、資源量の目標はごみに含まれている資源化可能物の量の積み上げで設定することとします。

指標の定義

数値目標を評価するための指標を次のように定義します。

- 発生量 = 収集ごみ量 + 資源総量
- 収集ごみ量 = 区収集可燃ごみ + 区収集不燃ごみ + 区収集粗大ごみ
- 資源総量 = 集団回収量 + 集積所回収量 + 街区路線回収量 +
拠点回収量 + 容器包装プラスチック回収量 +
中間処理施設での資源回収量（収集ごみ量のみ）
- リサイクル率 = 資源総量 ÷ 発生量

目標値の設定

平成 32 年度の区民 1 人 1 日あたりの目標値を次のように設定します。

表 4 3 本計画の目標値

	平成21年度	平成32年度	平成21年度比
発生量(g/人日)	749	689	-8%
収集ごみ量(g/人日)	551	470	-15%
資源総量(g/人日)	198	219	11%
リサイクル率	25%	32%	+7ポイント
持込ごみ量(t/年)	25,083	25,919	3%

発生量は 689g/人日をめざします。

発生抑制を促進することにより、発生量を平成 21 年度の 748g/人日から平成 32 年度には 689g/人日へと約 8%抑制します。

区収集ごみ量は 470g/人日をめざします。

発生抑制の促進とリサイクルの推進、事業系ごみの自己処理の促進により、収集ごみ量を平成 21 年度の 551g/人日から平成 32 年度には 470g/人日へと約 15%抑制します。

資源総量は 219g/人日をめざします。

リサイクルの推進により、資源総量を平成 21 年度の 198g/人日から平成 32 年度には 219g/人日へと約 11%増やします。この結果、目標とするリサイクル率は 6 ポイント増の 32%とします。

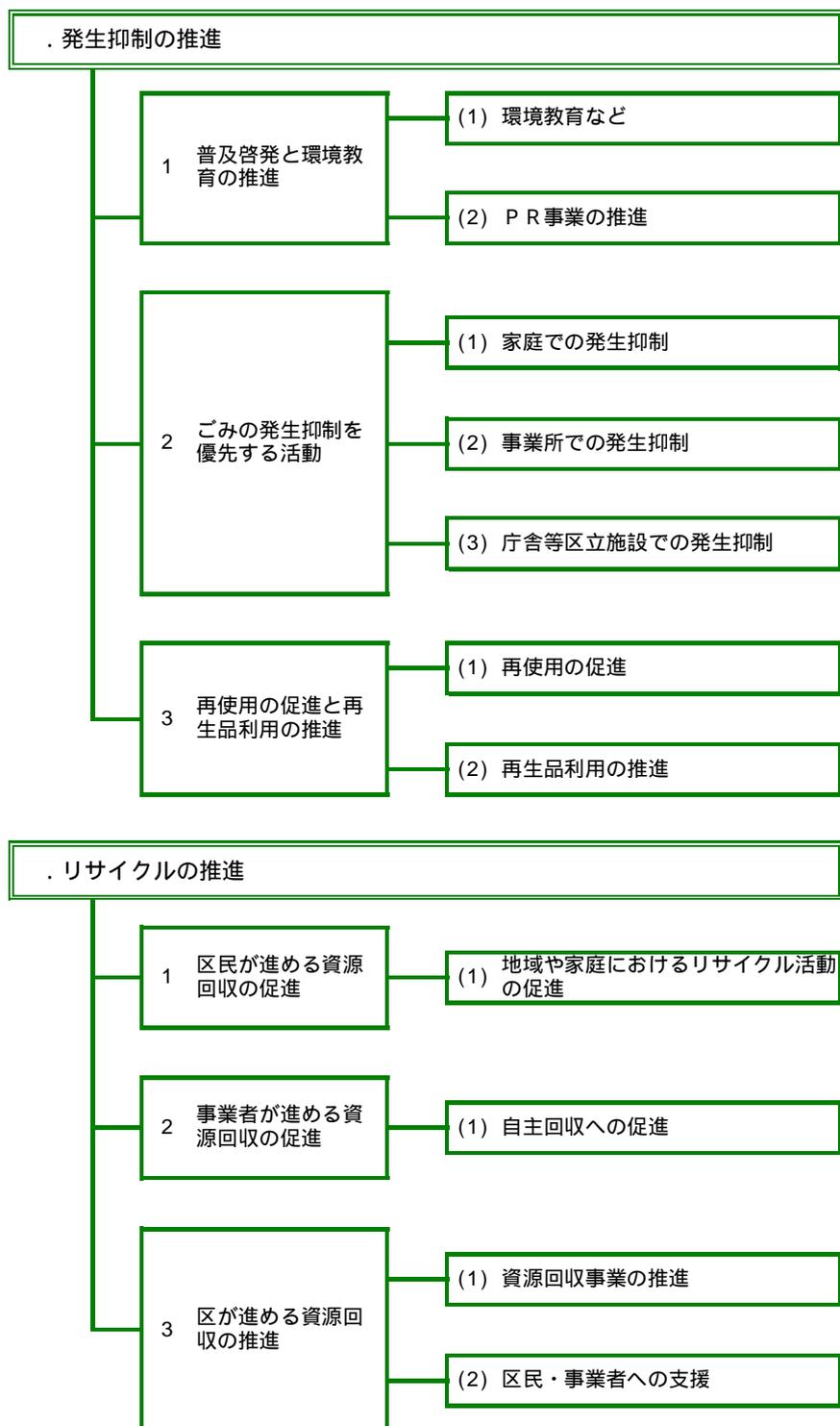
持込ごみ量は 25,919t をめざします。

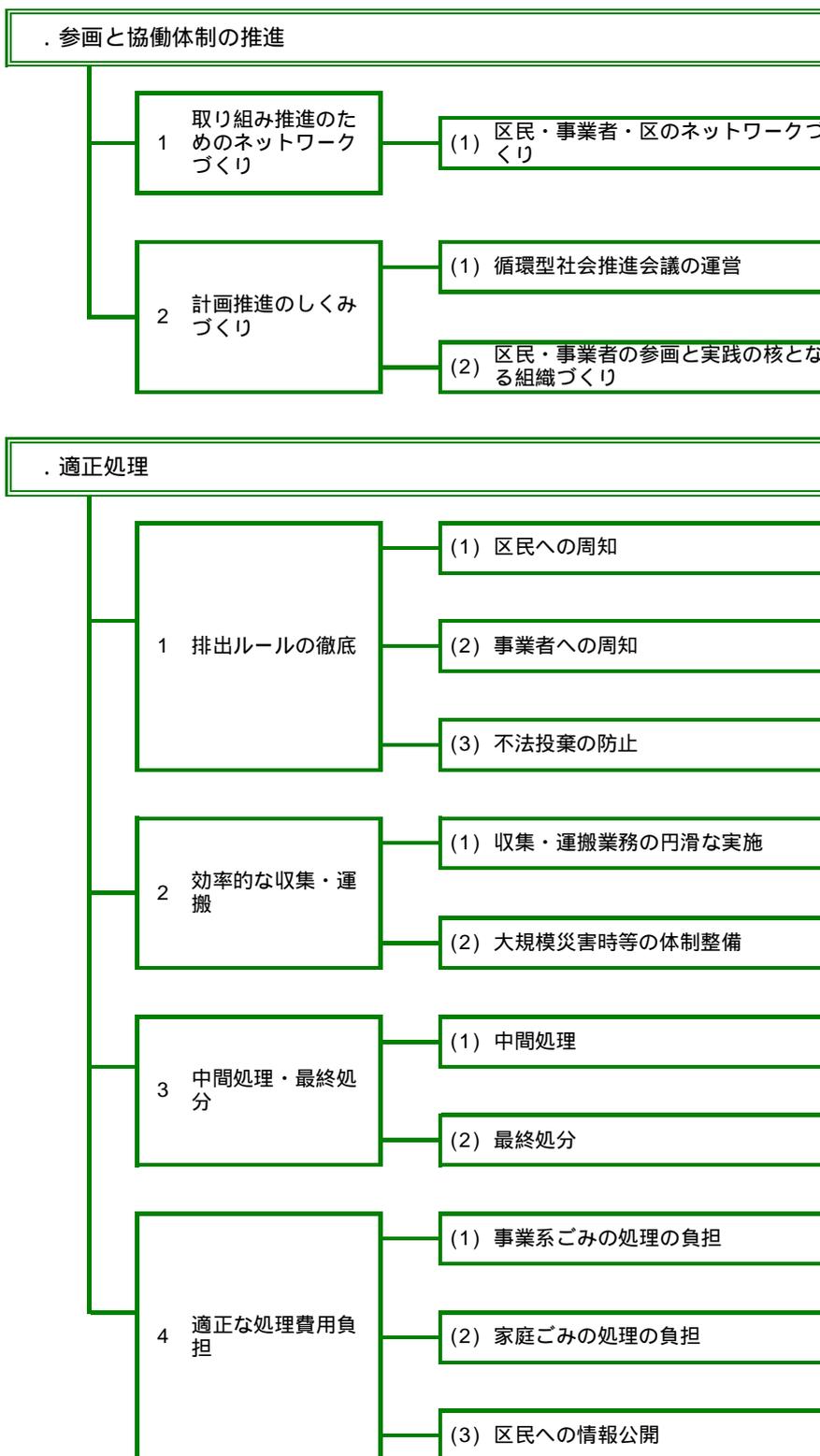
持込ごみ量は、自己処理原則の促進により増加が見込まれますが、
ほぼ横這いの 25,919t を目標とします。

4 3 個別施策

第3章で示した課題を解決し、一般廃棄物処理の数値目標を実現するために、各種の施策を実施することとします。

図4-3 施策の体系





発生抑制の推進

1 普及啓発と環境教育の推進

(1) 環境教育など

環境教育・環境学習等の推進

(2) P R 事業の推進

広報・P R 活動の充実

各種イベントでの周知

2 ごみの発生抑制を優先する活動

(1) 家庭での発生抑制

買い物袋(マイバッグ)の普及拡大

家庭での生ごみの発生抑制・資源化の取り組み

(2) 事業所での発生抑制

環境に配慮した事業活動の促進

エコパートナーシップ制度への参加

(3) 庁舎等区立施設での発生抑制

練馬区役所地球温暖化対策プランに基づくごみの発生抑制

環境マネジメントシステムの活用

3 再使用の促進と再生品利用の推進

(1) 再使用の促進

リサイクルマーケットの支援

大型生活用品の再使用の促進

(2) 再生品利用の推進

再生品に関する情報提供

公共事業・区立施設等における再生品の利用促進

リサイクルの推進

1 区民が進める資源回収の促進

- (1) 地域や家庭におけるリサイクル活動の促進
 集団回収事業の充実

2 事業者が進める資源回収の促進

- (1) 自主回収への促進
 資源の自主回収の促進

3 区が進める資源回収の推進

- (1) 資源回収事業の推進
 区立施設でのリサイクルの推進
 資源物等の持ち込み可能施設の運用
- (2) 区民・事業者への支援
 区民のリサイクル活動への支援
 事業者のリサイクル活動への支援

参画と協働体制の推進

1 取り組み推進のためのネットワークづくり

- (1) 区民・事業者・区のネットワークづくり
 活動に関する情報提供
 区民・事業者・区による情報交換や協議の場づくり

2 計画推進のしくみづくり

- (1) 循環型社会推進会議の運営
 会議体の運営
- (2) 区民・事業者の参画と実践の核となる組織づくり
 組織のあり方の検討と組織づくり

適正処理

1 排出ルールの徹底

- (1) 区民への周知
 排出ルールの周知
 安全な収集に向けた取り組み

- (2) 事業者への周知
 - ごみの排出基準の見直し
 - 許可業者への委託化の促進
- (3) 不法投棄の防止
 - 不法投棄の防止
- 2 効率的な収集・運搬
 - (1) 収集・運搬業務の円滑な実施
 - 効率的で環境負荷の少ない収集・運搬体制の構築
 - 戸別収集の検討
 - (2) 大規模災害時等の体制整備
 - 周辺区や民間業者との協力体制の構築
- 3 中間処理・最終処分
 - (1) 中間処理
 - 清掃一組合による共同処理
 - 資源化の推進
 - (2) 最終処分
 - 東京都の最終処分場での処分
- 4 適正な処理費用負担
 - (1) 事業系ごみの処理の負担
 - 事業系ごみ処理手数料の見直し検討
 - 排出指導の徹底
 - (2) 家庭ごみの処理の負担
 - 家庭ごみ有料化の検討
 - (3) 区民への情報公開
 - 清掃・リサイクル事業にかかる経費の公開

4 4 一般廃棄物処理の点検、見直し、評価

区の一般廃棄物処理事業の目標の達成状況を管理し、事業効率を向上させ、また事業の透明化を図るために、毎年、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（P D C Aサイクル）を導入します。

(1) 年度ごとの評価

毎年度、行政データを基に、施策の進行状況や達成状況などを評価します。

評価の実施は、毎年度に進捗状況の調査を実施しているリサイクル推進計画により行います。

評価項目は、達成目標を定めている基本指標、達成目標は定めていないが評価をするモニター指標、集団回収団体や各種講座の参加人数などの具体的な取り組みについて評価する取組指標を評価します。評価結果については、次年度の一般廃棄物処理実施計画に反映し、審議会や議会に報告します。

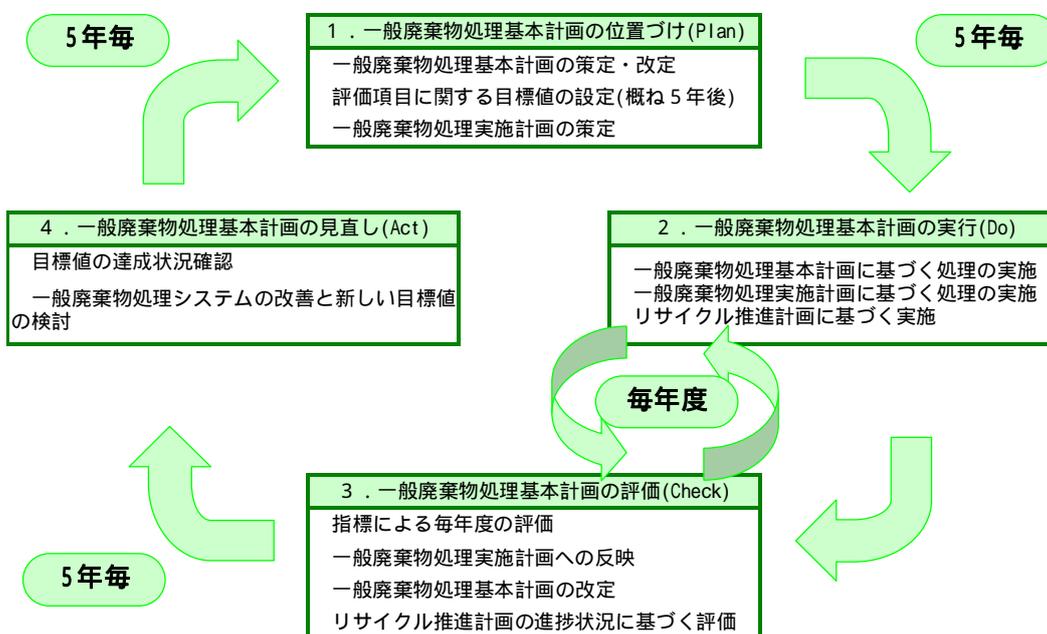
(2) 計画改定時の評価

概ね5年ごとあるいは諸条件に大きな変更があった場合には、一般廃棄物処理基本計画を改定します。改定に際しては、ごみ排出原単位調査やアンケートを実施し、家庭系・事業系の資源・ごみのフローを明らかにするなど、問題点を明らかにします。また、新たに導入した施策については、温室効果ガス削減量などの環境負荷やコストについても評価します。評価は、審議会での議論をします。評価結果は、一般廃棄物処理基本計画に反映します。

表 4 - 7 P D C Aサイクルの枠組み

頻度	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	リサイクル推進計画の進捗状況により評価します。 また、併せて行政データや各施策の執行状況や達成状況などでも実施します。	区民や事業者の意識意向、区民一人1日あたりのごみ量や組成割合などを調査して実施します。
点検・評価の主体	担当課による内部チェックを基本とします。	担当課による内部チェックを基本とし、審議会で議論します。
点検・評価の項目	基本指標 ごみ量 区民一人1日あたりのごみ量 資源回収率 モニター指標 最終処分量 温室効果ガス排出量 区民一人あたりの費用 資源・ごみ1tあたりの費用 取組指標 各施策の執行・達成状況	左記に次の項目を追加します。 ごみ・資源のフロー 家庭系収集ごみ量 事業系収集ごみ量 ごみへの資源物の混入量 行政の関与しないリサイクル量 区民の意識・意向 事業者の意識・意向 新たな施策の環境負荷評価 新たな施策のコスト評価
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	審議会や議会に報告します。 区民に対して情報公開します。	審議会や議会に報告します。 区民に対して情報公開します。

図 4 - 4 一般廃棄物処理基本計画の見直しおよびP D C Aイメージ図



4 5 環境負荷の評価

ごみ処理は、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に発生する事業であり、低炭素社会と統合した循環型社会を構築するためには、地球温暖化に対する影響を評価する必要があります。

そこで、分別回収している『容器包装プラスチック』とごみを減量した場合の二酸化炭素排出量を評価しました。

(1) 容器包装プラスチックの分別収集の評価

平成 20 年度に実施した容器包装プラスチックの分別収集により、どのくらい二酸化炭素排出量が削減されたかについて評価します。

評価の対象

分別収集した場合として、収集・運搬車両、コークス炉化学原料化工程で排出される二酸化炭素排出量から、得られた化学原料を石油などから作らなくてもすむ分を二酸化炭素削減量として差し引いて算定しました。

焼却処理した場合として、収集車両、焼却工程で排出される二酸化炭素排出量から、清掃工場発電することにより発電所等で発電しなくてもすむ分を二酸化炭素削減量として差し引いて算定しました。

評価結果

分別回収した場合には、容器包装プラスチック 1kg あたり 0.48kg の二酸化炭素が削減されることとなります。一方、焼却した場合には、2.34kg の二酸化炭素が排出されることとなりますので、分別回収は焼却処理に比べて 2.83kg の二酸化炭素を削減することとなります。

平成 21 年度の容器包装プラスチックの分別回収量は 5,505t で、年間二酸化炭素削減量は 15,563t となります。これをスギ林(80 年生)の二酸化炭素吸収量に換算すると 53km² となり、練馬区の面積より広いスギ林面積に相当します。

表 4 - 8 分別収集による二酸化炭素削減の効果

項目	単位	量
年間収集量	t-プラ/年	5,505
プラ1tあたり二酸化炭素削減量	t-CO ₂ /t-プラ	2.83
年間二酸化炭素削減量	t-CO ₂ /年	15,563
スギ林(80年生)の二酸化炭素吸収量(注)	t-CO ₂ /km ² ・年	293
効果(森林面積換算)	km ²	53

(注) (独)森林総合研究所資料よりスギ林(80年生)1haの1年あたりの炭素吸収量は0.8t、1km²に換算して二酸化炭素に換算(44/12を乗じる)すると293tとなる。

(2) ごみ減量の評価

ごみ減量はごみ処理に伴う温室効果ガスの削減にもつながりますので、可燃ごみを減量した場合の温室効果ガスの削減量について試算します。

平成 21 年度から平成 32 年度の区収集ごみの減量目標は、区民 1 人 1 日あたり 80g/人日です。これを年間のごみ減量に換算すると 29kg になります。可燃ごみを 29kg 減らした場合の二酸化炭素削減量を試算します。

評価工程

収集車両、焼却工程で排出される二酸化炭素排出量から、清掃工場で発電することにより発電所等で発電しなくてもすむ分を二酸化炭素削減量として差し引いて算定しました。

評価結果

可燃ごみ 1kg を焼却することで、0.190kg の二酸化炭素が排出されることとなります。収集ごみ量の減量目標は、平成 32 年度に平成 21 年度比で 80g/人日ですので、この目標を達成した場合には、区全体で 21,597t のごみ減量となり、二酸化炭素排出量に換算すると 4,099t となります。

表 4 - 9 ごみ減量による二酸化炭素削減の効果

工程	単位	量
可燃ごみ1kgあたりの二酸化炭素削減量	kg-CO ₂ /kg-可燃ごみ	0.190
減量目標(1人1日あたり80g/人日)を達成した場合の1人あたりのごみの削減量	kg-可燃ごみ/年	29.2
平成32年度の推計人口	人	739,612
減量目標(1人1日あたり80g/人日)を達成した場合の練馬区全体のごみの削減量	t-可燃ごみ/年	21,597
ごみ減量による二酸化炭素削減量	t-CO ₂ /年	4,099

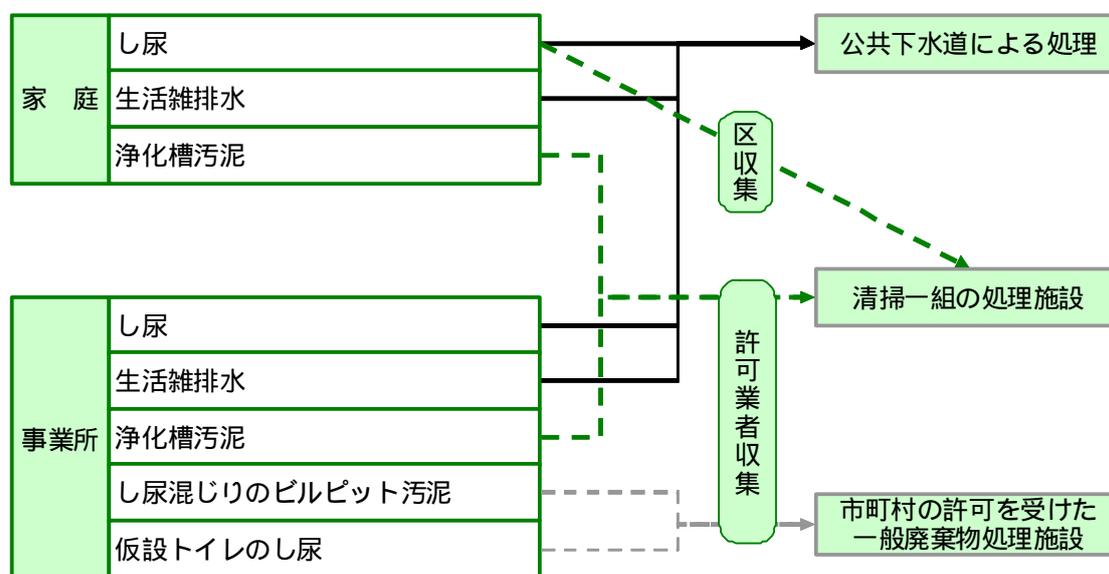
第5章 生活排水処理基本計画

5 1 生活排水処理の範囲および基本方針

区における生活排水は、公共下水道による処理を基本とし、今後とも引き続き公共下水道の充実に努めます。事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥および仮設トイレのし尿については、排出事業者の責任に基づき、練馬区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集運搬を行うものとする。

区における生活排水等の区分と処理について図6-1にまとめます。

図5-1 生活排水処理フロー



5 2 生活排水およびし尿の処理計画

公共下水道による処理の原則を堅持し、下水道処理区域内に残存するくみ取便所や単独処理浄化槽の廃止に努め、生活排水の合併処理の完全普及を目標とします。

家庭から排出されるし尿の当面の収集運搬については、区が実施し浄化槽汚泥については、区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集運搬を行うものとします。収集後のし尿・浄化槽汚泥は、清掃一組の施設で処理し、下水道に放流します。処理後の残さは焼却処分します。

表 6 - 2 生活排水の処理目標

項 目	平成21年度	平成32年度
1 計画処理区域内人口(a)	693,078	739,612
2 水洗化・生活雑排水処理人口(b)	691,749	739,612
(1)公共下水道使用人口	691,749	739,612
(2)合併処理浄化槽使用人口	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	896	0
4 非水洗化人口(し尿くみ取り)	433	0
5 生活排水処理率(b/a)	99.8%	100.0%

平成21年度の計画処理区域内人口は、10月1日現在の住民基本台帳登録者数